

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成元年10月から2年9月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年11月1日から63年5月1日まで  
② 昭和63年5月1日から平成7年2月1日まで

私がA社（後の、B社）に勤務した申立期間①、及びB社に勤務した申立期間②の標準報酬月額について、実際に支払われていた給与支給額より低い金額で記録されていたことが分かった。両申立期間当時の給与明細書等を保管しており、厚生年金保険料の控除額も確認することができるので、調査の上、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間②のうち、平成元年10月から2年9月までは、オンライン記録上の標準報酬月額は11万円と記録されているものの、申立人が所持している給与明細書によれば、この間11万8,000円に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持する上記

の期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立期間②のうち平成元年 10 月から 2 年 9 月までは、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成 16 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主から供述が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①のうち、昭和 56 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、B社は、平成 16 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主から供述が得られないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 両申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 60 年 9 月までの期間、同年 12 月から平成元年 9 月までの期間、及び 2 年 10 月から 7 年 1 月までの期間の標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と申立人が所持する上記各期間に係る給与明細書における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とが一致している。

また、昭和 60 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、オンライン記録による標準報酬月額が、申立人が所持する同年 10 月及び 11 月の給与明細書における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を超える額であると認められることから、特例法による保険給付のあつせん対象に当たらないため、あつせんを行うことができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 56 年 11 月から平成元年 9 月までの期間、及び 2 年 10 月から 7 年 1 月までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 647

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から33年9月1日まで

私は、A社B事業所にC職として入社し、D業務に従事した。申立期間においてはE県のF事業所、G県のH事業所、I県のJ事業所等で業務に従事した。

私は、A社の制服を着て撮影した自身の写真を所持しており、健康保険被保険者証を使用した記憶等もあるのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び同僚の供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、A社B事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「C職として勤務していた。」と主張しているところ、A社は、「当社はC職に係る名簿を保管しているが、当該名簿及び事業所単位の書類に申立人の氏名は無い。申立人に関する資料等が無いため、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除等はすべて不明である。」旨回答している。

また、申立期間当時、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人については、会計担当者が、C職ではなくD職として雇っていたと思う。D職は会社の正職員でないで厚生年金保険に加入していないと思う。」旨供述しているところ、当該被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、「会社から辞令を交付されたことはない。異動するときは、辞令ではなく口頭で会計担当者から指示された。」旨供述しているが、上

記の同僚は、「C職であれば、必ず異動時には会社から辞令が交付されていた。辞令を交付されていないのであれば、C職でなかったのだと思う。」旨供述しており、申立人の供述内容は、申立人がC職ではなかったことを推認させる。ちなみに、申立人は、「A社の制服を着て撮影した自身の写真を所持している。」旨供述しているが、この点については、上記の同僚は、「当時、C職ではないD職もA社の制服を着ていたので、制服を着ていただけではC職と言えないと思う。」旨供述しており、申立人が制服を着用していたことを根拠としてC職であったと認定することはできない。

加えて、申立人が、当時、業務に従事していたとするE県のF事業所、G県のH事業所、及びI県のJ事業所は、適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。ちなみに、これらの事業所は登記されていない。

その上、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も有しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 648

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで

私は、A社にB職として勤務し、給与は日給月給であった。ねんきん定期便に記載された標準報酬月額を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が18万円であり、申立期間前後の標準報酬月額（19万円）に比べて低い金額で記録されている。

申立期間について、給与支給額が下がった記憶は無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立事業所から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人は申立期間のうち、平成3年11月から4年3月までの期間、及び同年6月から同年9月までの期間について、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い金額の給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時における標準報酬月額の決定方法については、厚生年金保険法第21条において、5月から7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定する旨定められていたところ、賃金台帳兼源泉徴収簿により、申立人が平成3年5月から7月までの3か月間に支給された報酬の平均額を計算すると18万1,961円となり、標準報酬月額の等級区分は18万円に該当することが確認できる。

また、貸金台帳兼源泉徴収簿において、申立期間に控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額（18 万円）に見合う金額であることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。